

社会教育施設等のあり方(有料化)について(提言)

平成15年11月

西東京市社会教育委員の会議

社会教育施設等のあり方(有料化)について(提言)

・ はじめに

平成15年8月19日、第2回社会教育委員の会議において、「社会教育施設等のあり方(有料化)について」(提出期限平成15年11月初旬)の提言の依頼を受けた。

これは市民参加による地域開放型の学校として建設を進めてきたけやき小学校の開放施設の有料化、さらには今後地域への開放を前提に建て替える学校施設の有料化についての方向性を問うものである。

社会教育委員の会議は3回の会議、けやき小学校の現地調査、武蔵野市、三鷹市、清瀬市、神奈川県逗子市の各教育委員会への聞き取り調査、2回の小委員会を開き検討を重ねた。

・ けやき小学校の現地調査について

従来、学校の開放施設の対象は校庭、体育館および余裕教室が中心であった。しかし近年、生涯学習社会の高まりに対して、各地において地域への開放を前提とした学校の建設が行われるようになってきている。

けやき小学校は本格的に地域への開放を前提にした、本市における最初の学校である。開放の対象は多目的ホール、図書室、ランチルーム、特別活動室、生活科室、家庭科調理室、家庭科被服室、コンピュータ室、アリーナ、視聴覚室、図工室、会議室、音楽室及び室内プールと多岐にわたっている。

今後、本市においても小中学校の建て替えに当たっては、こうした地域への開放を前提にした学校が増えてくるものと考えられる。

・ 各教育委員会への聞き取り調査について

1. 武蔵野市の場合

平成4年10月、学校開放施設有料化のための「武蔵野市学校施設開放

に関する条例」を制定して、受益者負担を原則に、有料化を実施した。この種の条例としては全国的に初めてのものである。

有料施設の範囲は、校庭、体育館、テニスコート、温水プール、各種教室など多岐にわたっている。

具体的な使用料金額の設定に当たっては、受益者負担の原則を貫くと膨大な額になるので、多摩の各市を参考にしている。なお、一定の要件を満たし認定登録団体として認められると、テニスコート、温水プール以外は使用料を免除されている。

2．三鷹市の場合

武蔵野市と同様、受益者負担を原則に、有料化を実施している。

有料施設の範囲も武蔵野市と同様、校庭、体育館、テニスコート、特別室など多岐にわたっている。

使用料の設定は施設間のバランスを考慮して決めている。条例、規則などに減免規定を設け、団体登録をした団体に適用している。

3．清瀬市の場合

有料化は考えていない。開放校のうち廃校1校については、将来、地域型スポーツクラブとして使用されるようになった場合は有料化を考えている。

4．逗子市の場合

逗子市では逗子小学校の建て替えに合わせて、平成14年度から18年度にかけて、敷地内に順次、ホール棟、図書館棟、生涯学習棟を建設する逗子市文化・教育ゾーンの計画が進んでいる。

平成14年12月の逗子市文化・教育ゾーン管理運営検討協議会報告書は逗子小学校の学校開放施設も含めて、「各施設の利用は、受益者負担の原則と施設利用者の公平な経費負担が必要である。」としている。これを

受けて、教育委員会では学校開放施設の有料化を検討して行くことになる
とのことである。

・ 受益者負担の原則について

各市の聞き取り調査の際に述べられている「受益者負担の原則」とは、
特定の者が受益するものについては、能力と受益の程度に応じて負担する
という原則である。

受益者負担を考える場合、受益の対象、受益の効果から考えて、受益の
対象が特定の者であり、かつ、受益の効果がもっぱら特定の個人の利益の
ためのものであるならば、負担能力に配慮しながらも能力ある者からは応
分の負担を求めることは当然のことと考えられる。

この受益者負担の考え方は、平成 15 年 7 月 4 日の西東京市使用料等審
議会の「西東京市使用料・手数料の適正化の考え方(答申)」においても述
べられている。

また、西東京市教育委員会生涯学習部社会教育課の「社会教育施設等（
スポーツ施設を除く）のあり方について 使用料について」にも受益者負
担(有料化)の原則が述べられているが妥当なものとする。

以上により委員会で検討の結果、原則的に全委員の意見の一致をみた。

・ 学校開放施設の有料化について

現在、西東京市立学校施設使用条例は第 6 条で学校開放施設の使用料に
ついて原則無料としている。

しかし、けやき小学校をはじめとして少なくとも、建て替え等により整
備される学校開放施設は、条例で納入義務者、金額、徴収の時期および方
法等を具体的に規定することにより使用料を徴収することに何ら問題はな
い(行政事例昭和 38.12.19 自治丁行発行第 93 号)。

なお、具体的な使用料については使用料等審議会等に諮問して、答申を
求めることが妥当であるとするが、受益者負担の範囲は使うことによっ

て生じる負担程度に抑え、市民の活動のブレーキにならないように配慮する必要がある。

以上

社会教育委員

議 長	中 込	廣
副議長	高 橋	輝 夫
委 員	石 井	英 二
委 員	井 上	れい子
委 員	大 野	雅 生
委 員	杉 原	誠四郎
委 員	住 田	佳 子
委 員	多々良	征四郎
委 員	永 都	和 躬
委 員	西 潟	克 夫
委 員	長谷川	フミ子
委 員	松 本	辰 雄
委 員	矢 萩	公 男

(五十音順)